

別記様式 聴・第9号の1

新潟県警察本部告示第40号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年6月17日

新潟県警察本部長 櫻井 美香

記

- 1 聴聞の期日
令和8年6月24日 午前9時
- 2 聴聞の場所
新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部聴聞室